

第14回教育委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月23日（木）
開会：午後3時27分
閉会：午後4時12分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：吉 田 和 博 委 員：下 川 博 大
委 員：江 崎 正 己
4. 事 務 局
教 育 部 長：原 口 茂 雄 教 育 総 務 課 長：堤 好 弘
学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟 社 会 教 育 課 長：永 松 博 幸
人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：小 林 志 麻 教 育 総 務 課 総 務 担 当 係 長：井 手 雄 香
教 育 総 務 課 学 校 再 編 担 当 係 長：小 野 美 幸 子 主 任 教 育 指 導 主 事：石 橋 功 一
指 導 主 事：福 永 美 智 也 指 導 主 事：金 子 尚 文
5. 書 記
教 育 総 務 課：小 野 美 幸 子
6. 傍 聴 者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

【機構改革に伴う例規等改正】

(1) 議案第14号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について

教育長 議案第14号 筑後市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正について提案をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、資料2をご覧ください。筑後市教育委員会事務局組織及び

運営規則の一部改正についてですが、1枚めくっていただきますとワークシーを載せていて、具体的な制定・改正内容を書いております。市長部局の福祉課が、たくさんいろんな業務を所管所掌していて、少し負担が重いということで、今回、関連する業務を各課に少し移管をされております。

教育委員会に関係ありますが、警察署少年補導員連絡会に関する事務が社会教育課へ移管されるというものです。変更内容としては4ページの新旧対照表をご覧くださいと、この規則の中に、社会教育課の所掌事務が並んでおりますけれども、その(17)の中に今回、「警察署少年補導員連絡会」の名称を追加で入れているところでございます。

以上が改正の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

吉田委員 1ついいですか。

教育長 はい、どうぞ。

吉田委員 警察署少年補導員、これは大体市内に何名ぐらいおられるのですか、もし分かれば。私のところでも何人がされた人がいるんですけど。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 全部で十数名と聞いておりますが、正式な数についてはちょっと把握しておりません。

吉田委員 ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。後で、個人的でもお知らせください。

社会教育課長 はい。

教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第14号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 賛成全員であります。可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第15号 筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について

教育長 それでは、議案第15号 筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について。教育総務課長。

教育総務課長 続けて、資料3をお願いいたします。筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正についてということで、こちらも来年の機構改革に伴うものでございます。

3ページの新旧対照表を見ていただきますと、追加になりますけれども、学校教育課の中に現行は「学事担当係長」のみでございましてけれども、改正後は

学校教育課に「学事担当係長」、それから「学校給食担当係長」ということで、1つ担当係長が増えるということで改正をいたします。

学校給食公会計の導入に向けました新しい担当の強化ということで機構改革が実施されますので、今回、担当係長の追加をしております。

以上でございます。

教育長 給食担当係長の新設ということで提案、説明がなされました。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第15号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたします。ありがとうございました。

【その他の議案】

(3) 議案第16号 議案第10号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の改正についての議事取消しについて

(4) 議案第17号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正について

教育長 その他の議案ということで、議案第16号 議案第10号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の改正についての議事取消しについて、関連して議案第17号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の一部改正についてということで、併せて説明をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第16号と議案第17号を併せてご説明させていただきます。

議案第10号というのが出てきます。これは2月の前回の教育委員会の中で筑後市小中学校給食費徴収規則の改正を審議いただきまして、可決をしていただいております。その内容が、大変申し訳ありません、事務のミスがございまして、内容が正しくなかったということで、この議案第10号の取消しをさせていただきたいということです。改めて、議案第17号で正しい文言の規則改正案について審議をいただきたいということで提案をさせていただいております。

議案第10号、前回可決いただいた資料をつけさせていただいております。事務的に文言が違っていましたが、資料を開けていただいて4ページをご覧ください。それが前回審議いただいた新旧対照表になっています。

給食費の徴収規則につきましては、前回ご説明をさせていただきましたように、令和5年度についても小学校の給食費については以前の4,200円のま

まに据え置くという内容で、4年度、今年度そういう改正をさせていただいて、その改正を、令和5年度についても引き続きその内容で実施をしたいということで、そこのアンダーラインのところ、現行が「令和5年3月31日まで」、それを「令和6年3月31日まで」ということで改正をしていただきました。

正しい文言の分が議案第17号の資料に出てきまして、議案第17号の資料5、その4ページをご覧ください。正しい新旧対照表をつけさせていただいております。先ほど見ていただいた新旧対照表と違うのが附則のところ、経過措置のところは一緒なんですけれども、附則がありませんでした。

「附則 この規則は、公布の日から施行する。」という文言をつけておかないといけないうのが漏れていたというミスになっております。この内容で新たに審議をしていただきたいということです。

それで、1つご説明をしないといけないのが、この規則の改正につきましては教育委員会規則ということになっておりますので、教育委員会の会議で議決をしていただいて、可決したものを公布するという手続を経て、初めて正式に決定されるということになります。間違いが分かりましたのが、前回可決をしていただいて、まだ公布をしておりません。公布をしておりませんので、正式な改正までに至っていないという段階です。そういうものを正しい文言に直して、正式に改正をするためには、前回かけていただきました議案第10号の審議及び可決をしたということを取り消した上で、改めて今回、17号で提案させていただく議案を審議いただくということが必要になってきますので、改めて取消し及び第17号で正しい文言についての一部改正の審議をお願いしているものです。

説明は以上です。

教育長 少し分かりづらかったかもしれませんが、率直なご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。一旦取消しというか、廃案にしてでない新しいのを入れられないので、こういう結論を出させていただいたということでございます。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、ご理解をいただいたということで採決に入らせていただきます。

まず、議案第16号、議事の取消しについてということで採決に入らせていただきます。16号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

引き続き、議案第17号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(5) 議案第18号 筑後市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第18号 筑後市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正について提案いたします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料6をご覧ください。1枚めくっていただいて、審議ワークシートで、筑後市立小・中学校通学区域に関する規則です。

内容につきましては、前回ご審議いただいて、今日、筑後市議会のほうで条例案が可決されております筑後南小学校の関係です。

通学区域を新たに修正しないとイケない、設定をしないとイケないということで、今日上げさせていただいております。そして、少し文言の修正をしないとイケない部分がありましたので、それも併せて整理をさせていただきたいと考えています。

具体的な文言の修正につきましては、5ページをご覧ください、新旧対照表をつけさせていただいております。

第2条、第3条、第4条のところにアンダーラインがあります。これが文言の修正の部分でして、これは表記の仕方ということになりますが、「別表1」というのを「別表第1」、同じように「別表2」を「別表第2」、「別表3」もありますが、「別表第3」ということで記載の修正をさせていただく内容が1つです。

それから、次のページ、6ページをご覧ください。

6ページのところに、現行は水田小学校、下妻小学校、古島小学校ということで、その小学校の通学区域の行政区を記載しております。それを筑後南小学校という表記にして、通学ができる行政区は一緒ですけれども、筑後南小学校として設定をさせていただきたいという内容です。

あわせて、別表第2のところの筑後中学校の区域も、今は「水田小学校 下妻小学校 古島小学校」という記載がございますが、「筑後南小学校」というふうに改めさせていただきたいと考えています。

この附則のところにもアンダーラインが引いてあります。この規則については令和7年4月1日から施行ということで、新しい学校の開校に合わせて施行させていただきたいと考えています。

以上です。

教育長 説明が終わりました。

ご質問はございませんでしょうか。

江崎委員 質問いいですか。

教育長 はい、どうぞ。

江崎委員 筑後南小学校に野町が入ってます。野町は筑後小学校にも行けないんです

か。

学校教育課長 特別許可区域というのがございまして、野町については水田小学校に行っているところと、一部筑後小学校に通学をしているところ、そして、水洗小学校に一部行っているところと分かれております。その特別許可区域のところの変更はさせていただいておりませんので、このまま進めば令和7年4月1日からも特別許可区域はそのままという形になります。

説明は以上です。

江崎委員 例えば、そんなふうには特別許可区域ならば、水洗小学校にも野町、筑後小学校にも野町という行政区は入れなくていいんですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 特別許可区域に関する規則がまた別にございまして、その中でうたわれております。

江崎委員 ああ、そうですか。分かりました。

教育長 ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。

今日、議会が終わりまして、賛成全員で学校名は筑後市立筑後南小学校ということで可決をさせていただいて、正式に決まりました。課長から、準備委員会の立ち上げとか、そういった中で、こういう経緯でということで説明をさせていただいて、特段の質問や反対意見もなく進めることができました。ありがとうございました。

それでは、議案第18号について採決に入らせていただきます。

議案第18号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 賛成全員で可決いたしました。ありがとうございます。

(6) 議案第19号 筑後市スポーツ大会振興事業費補助金交付要綱の制定について

教育長 続きまして、議案第19号 筑後市スポーツ大会振興事業費補助金交付要綱の制定について。社会教育課長。

社会教育課長 資料7をご覧くださいと思います。開いていただきまして、1ページがワークシートになっております。

まず、制定の目的についてでございますけれども、国際大会や全国大会、そして、九州大会などに筑後市民の皆さんが参加をしたり、参加者と交流したりすることによって市民の生涯にわたるスポーツの実施及び競技スポーツの普及と推進を図るために、市内で開催される国際大会や全国大会、九州大会などのスポーツイベントに関する事業を実施する団体に対して補助金を交付するというのを目的にこの要綱を作成するものであります。

めくっていただきまして、新しい要綱の制定ということになります。要綱本分は4ページです。

4ページの第2条の(1)補助対象事業です。筑後市内で開催される国際大会、全国大会、九州大会事業が補助対象事業になります。

(2)の補助対象経費は、人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料です。

そして、補助金額ですが、補助対象経費の合計額の2分の1以内で、30万円を上限とするものであります。

6ページの最後、附則の2番に記載しておりますように、「この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。」ということで、3年間の時限でありますけれども、要綱を制定いたしまして、先ほど説明をいたしました大会に対してその費用の一部を助成していこうという考えでございます。よろしくお願ひします。

教育長 説明は終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

下川委員 具体的に大会を予定されているんですか。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 令和5年度は西日本地区のグラウンドゴルフ大会が計画されておりますので、それに対して補助を行う予定でおります。

下川委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第19号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

それでは、先ほど冒頭で申しましたように、議案第20号、21号については閉会後に再開をして説明させていただきます。

一旦議事を終了いたします。

非公開議案

(7) 議案第20号 筑後市立小中学校共同学校事務室長の任命について

(全員賛成、原案可決)

非公開議案

(8) 議案第21号 令和5年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(全員賛成、原案可決)

4 報告事項

- (1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告
 - ①筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）について
 - ②非常勤職員の任用について
- (2) 学校給食食材料費補助金交付要綱の改正について
- (3) 筑後市物価高騰に係る給食食材料費補助金交付要綱の改正について
- (4) 令和5年度高等学校の入学式について

7 その他

- (1) 今後の教育委員会日程について

8 閉会のことば